平成２３年（フ）第９７７号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番天神山団地７―302号、開始決定時の住所大阪府貝塚市三ケ山752番地
破産者　嶋﨑キルティングこと　嶋﨑　政彦
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
兵庫県神戸市兵庫区三川口町２丁目２番７―203号、開始決定時大阪府岸和田市田治米町250―25―502、開始決定時の住民票上の住所大阪府岸和田市下池田町２丁目８番24号
破産者　森田　高成
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
大阪府和泉市和気町４丁目２番１号スカイハイツ201号、前住所大阪府和泉市和気町３丁目５番10号
破産者　眞柴　明美
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
大阪府泉佐野市日根野4193番地の３―515
破産者　森　　俊彦
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４５４号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番６―201号
破産者　石田　　縁
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
大阪府和泉市箕形町２丁目７番12号
破産者　清水　雄也
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
兵庫県三木市大塚242　エビスマンション105号、開始決定時の住所兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目54番地の４
破産者　坪井　輝夫
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４４号
兵庫県姫路市香寺町中寺259番地156、従前の住所東京都三鷹市牟礼４丁目10番３号　102
破産者　開運研究所ＩＬＵ（エル）こと　藤尾　久美子（旧姓内田）
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６００号
奈良県桜井市大字三輪19番地の３
破産者　山田美装こと　山田　淳次
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２９８号
奈良県天理市丹波市町198番地３
破産者　奈良調理機こと　松尾　陽一
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５４３号
熊本市東区小峯３丁目９番18号
破産者　福田　淳一
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１４号
熊本市南区城南町下宮地27番地１　サンヒルズ城南Ｂ202、前住所熊本市南区南高江１丁目３番43号
破産者　田口　豊秋
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１２号
函館市柏木町５番23―201号
破産者　岩崎千代里
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４２０号
北海道旭川市末広５条３丁目２番25号
破産者　佐藤美紀子
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２１号
青森市大字安田字近野256番地36、申立時の住所青森市大字安田字近野256番地５
破産者　鹿内　知美
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字河原道上20番地19　町営松川住宅Ｂ棟４号室
破産者　鎌田　祐子（旧姓佐藤・工藤）
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第６５号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字新生町１番地12
破産者　渡邉　秀幸
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１９２６号
神奈川県藤沢市亀井野3207番地の４
破産者　本間　和啓
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０９８号
神奈川県綾瀬市落合南１丁目14番７号　コーポけやき202
破産者　山村　謙二
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部